

豊総庶発第38号

平成16年1月15日

豊田市不当要求行為等調査委員会  
会長 菅原 郁夫 様

豊田市長 鈴木 公平 

都市計画道路小坂若林線の用地買収に端を発する市への  
不当要求行為等に関する調査について（諮問）

豊田市不当要求行為等調査委員会設置要綱（平成16年1月5日施行）第3条の  
規定に基づき次の事項について、貴調査委員会に諮問します。

## 記

次に掲げる事項についての調査審議

- 1 都市計画道路小坂若林線の用地買収に端を発する市への不当要求行為等に関する事実の調査
- 2 市に対する不当要求行為等の有無の認定
- 3 職員の違法又は不当な職務行為の有無の認定
- 4 職員に違法又は不当な職務行為があった場合は、その原因の究明
- 5 法令を遵守した公正な行政を確保するために市がとるべき措置の勧告

以上